

(令和6年4月1日～令和7年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

愛媛県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
松山市	○	×
今治市	○	×
宇和島市	×	×
八幡浜市	×	×
新居浜市	○	×
西条市	○	×
大洲市	×	×
伊予市	○	○
四国中央市	○	○
西予市	×	×
東温市	○	○
上島町	○	○
久万高原町	×	○
松前町	○	×
砥部町	○	○
内子町	○	○
伊方町	×	○
松野町	×	○
鬼北町	×	○
愛南町	○	○